

V 給与所得者の確定申告

1 給与所得者が確定申告を必要とする場合

(1) 給与所得がある方

給与所得者は、給与の支払者の下で年末調整が行われ、これによって、各月において源泉徴収された税額は精算されますので、多くの人は確定申告をする必要はありません。

しかし、給与所得者であっても、本年中の所得から配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額を基にして算出した税額が、配当控除額及び年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額との合計額よりも多い人で、次のいずれかに該当する人は、確定申告をしなければなりません。

- ① 本年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受け、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得及び退職所得以外の所得金額（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受け、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整を受けた主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人

（注） その給与収入の合計額（その人が社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除を受ける場合には、その給与収入の合計額からこれらの控除の額を差し引いた金額）が150万円以下である人で、さらに、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。

- ④ 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている人など、給与の支払を受ける際に源泉徴収をされないことになっている人
- ⑤ 同族会社の役員やこれらの役員と親族関係などにある人で、その会社から給与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料などの支払を受けている人
- ⑥ 災害により被害を受け、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）の規定による徴収猶予又は還付を受けている人

これらに該当する人は、令和5年2月16日（木）から3月15日（水）までの間に各人の納税地（通常は住所地）の所轄税務署長に確定申告書を提出することになります。

なお、還付申告は、令和5年2月15日（水）以前でも行うことができます（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。）。

(2) 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金などで、源泉徴収されないものがある場合には、他の源泉徴収されている退職金も含めて確定申告をする必要があります。

※ 退職金の支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、確定申告書の提出は不要です。ただし、退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。

2 源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額が還付される場合

給与についての源泉徴収の段階では、医療費控除や寄附金控除などの所得控除は受けられないことになっているため、これらの控除は確定申告によって受けることとなります。

そのため、給与所得者で支払った医療費が10万円（総所得金額等が200万円未満の人は、当該金額の5%）

を超える人やふるさと納税をした人などは、確定申告をすると源泉徴収税額が還付されることがあります。

なお、源泉徴収税額の還付を受けるために、確定申告をする給与所得者に対して注意事項を周知するための文例を国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)に「還付申告に当たっての注意事項～給与所得者用～」として掲載していますので、社内LAN、掲示板等への掲載や従業員へ交付するなど是非ご活用ください。